

公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第28条第2項の規定に基づき、教職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高所作業手当
- (2) 汚水内作業手当
- (3) 放射線取扱手当
- (4) 死体処理手当
- (5) 緊急診療手当
- (6) 昼夜間授業担当手当
- (7) 有害物取扱手当
- (8) 防疫等作業手当
- (9) 特殊現場作業手当
- (10) 極地観測手当
- (11) 入試手当
- (12) 学位論文審査手当
- (13) 病態等管理手当
- (14) 分べん手当
- (15) 教員免許状更新講習講師手当
- (16) 健康診断業務手当
- (17) 保健管理センター診療手当
- (18) 保健管理センターカウンセリングルーム指導手当

(高所作業手当)

第3条 高所作業手当は、足元が不安定な箇所で行う高さ10メートル以上の樹木の倒木作業に従事したとき及び地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行なう調査、測量、検査、工事の監督等の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業1日につき、220円（高さ20メートル以上の作業については320円）とする。

(汚水内作業手当)

第4条 汚水内作業手当は、大阪市立大学の植物園の技能職員が、園内の水路（コンクリート部分を除く。）若しくはかんがい用池の汚泥若しくは土砂の排除又は浚渫の作業に従事

したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業 1 日につき、390 円とする。

(放射線取扱手当)

第 5 条 放射線取扱手当は、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する管理区域において、大阪市立大学の教員が放射線若しくは放射線同位元素による診療検査又はそれに伴う業務に従事し、月の初日から末日までの間に外部から被ばくしたエックス線その他の放射線（以下「放射線」という。）の量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）第 30 条の 18 第 2 項に規定する測定により認められた場合に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 月につき、7,000 円とする。

(死体処理手当)

第 6 条 死体処理手当は、大阪市立大学医学部の解剖学教室、病理学教室、法医学教室、病理部に勤務する技術職員又は技能職員が、人の死体の貯蔵、運搬、洗浄その他の処理作業、人の死体に対する執刀の補助又は人体骨格標本の作成作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、900 円とする。

(緊急診療手当)

第 7 条 緊急診療手当は、大阪市立大学医学部に勤務する教員で医師又は歯科医師の資格を有するものが、所定の勤務時間以外の時間において勤務に服し、緊急を要する診療に関する業務に従事したときは、次の各号に定める区分に応じ、各号に定める額を支給する。

(1) 救命救急センター、集中治療部、重症患者病棟、心血管疾患集中治療部及びこれらに準ずるものとして理事長が定める診療部門（以下「救急部門」という。）において、宿日直時間中に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務 1 回につき 25,100 円

(2) 救急部門において、所定の勤務時間以外の時間（宿日直時間中を除く。）に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務 1 回につき 44,600 円（時間外勤務に服した時間が 5 時間未満の場合にあっては、22,300 円）

(3) 前号に掲げるほか、所定の勤務時間以外の時間（宿日直時間中を除く。）に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務 1 回につき 19,500 円（時間外勤務に服した時間が 5 時間未満の場合にあっては、9,750 円）

(昼夜間授業担当手当)

第 8 条 昼夜間授業担当手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 大阪府立大学経済学研究科でサテライト教室の授業を主として担当する教員以外の教員、及び大阪市立大学の次号に掲げる教員以外の教員が、大学院における夜間の授業（時間割内授業に限る）を行った場合

(2) 大阪市立大学都市経営研究科及び創造都市研究科において夜間の授業を主として担当する教員が、大阪市立大学の学部の授業及び大学院における昼間の授業（都市経営

研究科及び創造都市研究科における土曜昼間の授業を除く。)を行った場合
2 前項に規定する手当の額は、授業1時限につき次の各号に定める額とする。

(1) 100分の授業を行った場合

- ア 教授 6,300円
- イ 准教授 5,800円
- ウ 講師及び助教 5,200円

(2) 90分の授業を行った場合

- ア 教授 5,700円
- イ 准教授 5,200円
- ウ 講師及び助教 4,700円

(3) 50分の授業を行った場合

- ア 教授 3,200円
- イ 准教授 2,900円
- ウ 講師及び助教 2,600円

(有害物取扱手当)

第9条 有害物取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 府立大学事務局大学運営部教育推進課(以下「教育推進課」という。)及び同局大学管理部りんくうキャンパス事務所(以下「りんくうキャンパス事務所」という。)に勤務する職員が、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第16条第1項各号、第18条各号若しくは別表第3第1号に掲げる物又はこれに準じる物(別に定める物に限る。)を使用して行なう検査、試験又は研究補助の業務に1日につき2時間以上従事したとき。

(2) 教育推進課に勤務する職員が、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条に規定する農薬のうち病虫害等の防除に用いられる殺菌剤及び殺虫剤並びに除草剤の散布の業務で、1日につき1時間以上行なう散布又は500平方メートル以上に行なう散布の業務に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、250円とする。

(防疫等作業手当)

第10条 防疫等作業手当は、結核に関し、府立大学事務局大学運営部学生課、同局大学運営部羽曳野キャンパス事務所及びりんくうキャンパス事務所に勤務する職員が、それぞれ次に定める業務に従事した場合に支給する。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核の患者又は結核にかかっている疑いのある者に接する業務(事後に結核患者であると判明した場合に限る。)

(2) 結核菌が付着し、又は付着している疑いのある物の処理

(3) 結核菌の検査又は培養のためこれを取り扱う業務

2 教育推進課及びりんくうキャンパス事務所に勤務する職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻その病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理の業務に従事したとき。

3 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、290円とする。

（特殊現場作業手当）

第11条 特殊現場作業手当は、教育推進課及びりんくうキャンパス事務所に勤務する職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 牛舎、飼育棟、解剖棟又は家畜病院棟において教育研究用に飼育している家畜のふん尿を直接取り扱う作業。

(2) 高温（セ氏40度以上であることをいう。）の温室又はハウス室内で1日につき2時間以上行なう農作物の研究等の補助

(3) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜その他の動物の死体の焼却作業

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる業務 1日につき150円

(2) 前項第3号に掲げる業務 1日につき520円

（極地観測手当）

第12条 極地観測手当は、国との業務契約により、大阪府立大学の教員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、国との業務契約に定める額とする。

（入試手当）

第13条 入試手当は、教職員（職員にあつては大学入試センター試験の区分に限る。）が、大阪府立大学で実施する別表に掲げる業務に従事した場合に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、同表に掲げる入試区分及び担当区分に応じて同表に掲げる額とする。

（学位論文審査手当）

第14条 大阪府立大学の学位論文（論文博士）の審査を行った教員について、学位論文審査手当を支給する。

2 前項に規定する手当の額は、主査の業務を行う場合は、1件につき15,000円、副査の業務を行う場合は、1件につき7,500円とする。

（病態等管理手当）

第15条 病態等管理手当は、大阪府立大学りんくうキャンパスの附属獣医臨床センターに勤務する教員が、センター内受診動物の病態管理又は病状の急変等により、深夜時間帯（午後10時から午前5時）に、緊急度の高い業務に従事する場合に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める支給区分に応じて当該区分の額を支給する。

- (1) 1日1時間以下 2,000円
- (2) 1日1時間超え2時間以下 4,000円
- (3) 1日2時間超え4時間以下 8,000円
- (4) 1日4時間超え6時間以下 12,000円
- (5) 1日6時間超え7時間以下 14,000円

(分べん手当)

第16条 分べん手当は、大阪市立大学医学部に勤務する教員で医師の資格を有するものが、宿日直時間中の分べんを取り扱う業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1分べんにつき10,000円とする。

(教員免許状更新講習講師手当)

第17条 教員免許状更新講習講師手当は、教員が教員免許状更新講習で講義に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、講習1回(1時間)につき4,000円とする。

(健康診断業務手当)

第18条 健康診断業務手当は、大阪市立大学医学部に勤務する教員が、教職員又は学生等の健康診断業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1日につき25,000円とする。

(保健管理センター診療手当)

第19条 保健管理センター診療手当は、大阪市立大学医学部に勤務する教員が、保健管理センターでの診療業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1日につき4,000円とする。

(保健管理センターカウンセリングルーム指導手当)

第20条 保健管理センターカウンセリングルーム指導手当は、大阪市立大学の教員が、保健管理センターでのカウンセラーの指導及び総括並びに調整の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1日につき4,000円とする。

(支給日)

第21条 手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 府大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪府立大学に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に身分を承継されたものをいう。
- (2) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (3) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び法人事務局事業場で勤務するもの（前 2 号の教職員を除く。）をいう。
- (4) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（第 1 号及び第 2 号の教職員を除く。）をいう。

（合併に伴う特例措置）

- 3 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間における勤務にかかる府大承継教職員及び府大区分教職員の特殊勤務手当の支給は、（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。
- 4 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間における勤務にかかる市大承継教職員及び市大区分教職員の特殊勤務手当の支給は、（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

別表

入試区分	担当区分	手当額
大学院入試	問題作成	10,000 円/1 教科
	採点	5,000 円/1 回
	監督等	5,000 円/1 回
	入試面接	5,000 円/1 回
大学入試センター試験	監督 本部要員 警備・連絡等当日業務 監督補助（2 教科）	15,000 円/1 回
	監督補助（1 教科）	7,500 円/1 回
一般選抜入試	本部要員	5,000 円/1 回

	問題作成 (部会長・副部会長・主任・副主任含む)	40,000 円/1 教科
	採点	8,000 円/1 回
	監督	5,000 円/1 回
	入試面接	5,000 円/1 回
特別選抜入試	問題作成	10,000 円/1 教科
	採点	5,000 円/1 回
	監督等	5,000 円/1 回
	入試面接	5,000 円/1 回

備考

- 1 一般選抜入試の種類は、前期日程、中期日程、後期日程とする。
- 2 特別選抜入試の種類は次のとおりとする。
編入学、推薦入学、A0 入試、帰国生徒特別選抜、外国人留学生特別選抜、中国引揚者等
子女特別選抜、社会人特別選抜、障がい者特別選抜
- 3 一般選抜入試と特別選抜入試の手当の支給は、入試の種類ごとに支給する。
- 4 ある一日の業務が複数の担当区分に該当する業務であった場合、当該担当区分ごとの
手当額を比較し、もっとも手当額の高い担当区分に該当する業務に従事したものとして
入試手当を支給する。
- 5 問題作成においては複数の教科について問題作成を行ったとしても、前項の定めに関
わらず、その教科ごとに同表に掲げる手当額を支給するものとする。ただし、同一日程で
同一試験問題を出題する場合は、一教科として扱う。
- 6 同表に掲げる入試区分の担当区分に従事し、入試手当の支給が伴う場合、給与規程第 29
条（時間外勤務手当）は適用しない。